

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6 月 26 日

大阪府知事 殿

提出者

住 所 大阪府守口市金田町4-5-16

氏 名 社会医療法人 弘道会 理事長 生野弘道

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6902-9035

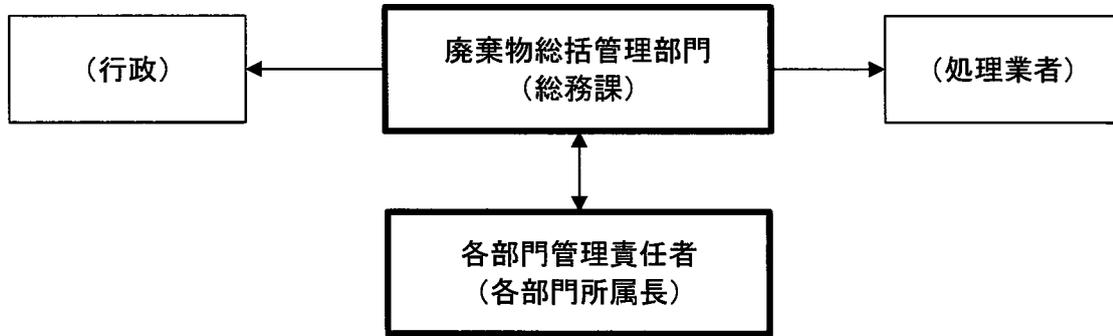
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会医療法人弘道会 萱島生野病院
事業場の所在地	大阪府門真市上島町22-11
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83：医療業
②事業の規模	140床
③従業員数	290人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	特別管理産業廃棄物の収集・運搬及び処理については、業者へ委託。中間処理（焼却）後、最終処分地において埋め立て。

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (6 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排出量	69 t	— t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃棄物削減に関する勉強会の開催 ・ 毎週の回収量を周知して廃棄物の排出抑制の意識付けを行う		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排出量	50 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・ 感染性廃棄物と一般産業廃棄物の分別の徹底 ・ 特別管理産業廃棄物の削減について、職員の意識向上を図る ・ 部署ごとに廃棄量を算出して、周知する		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 感染抑制チームによる定期的な院内ラウンドにて確認
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 分別、圧縮し排出を抑制するよう指導を強化。意識向上のための院内掲示を実施

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
（これまでに実施した取組） ・実施していない			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
（今後実施する予定の取組） ・予定なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全処理委託量	69 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	69 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
（これまでに実施した取組） 産廃情報ネット等の情報を参考に、委託基準を遵守できる産業処理業者を選定している。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全処理委託量	50 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	50 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) ディスプレイ製品をリユース製品に切り替える。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(6年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		69 t
(今後実施する予定の取組等) ・電子マニフェスト申込済			
※事務処理欄			